

軽微な変更についての留意事項

1. 軽微な変更について

下記の場合が軽微な変更該当します。〔農振法施行令第10条〕

- (1) 地域の名称の変更又は地番の変更の場合
- (2) 土地の所有者、利用者が自己用の農業用施設の用に供するため、その土地を農用地区域から除外する場合
- (3) 土地収用法による事業認定告示があった場合で、その事業の用に供するために、その土地を農用地区域から除外する場合
- (4) 農業上の用途区分の変更で、変更に係る土地の面積が1haを超えないものの場合

※農振農用地に農業用倉庫、鶏舎、牛舎等の農業用施設を設置する場合は、農業用施設用地への軽微な変更（用途区分の変更）の申し出が必要です。これは農用地の用途区分を変更するだけですので、農振除外にはあたりません。

ただし、農業用施設の面積と内容によっては、農地転用が必要となり、他法令の許可・認可が必要な場合がありますのでご注意ください。

2. 注意事項

- (1) 軽微な変更においても、周辺農地へ及ぼす影響への配慮が求められるため、事前に隣接農地の所有者・耕作者に説明をし承諾を得る等の調整を図ってください。
- (2) 農地転用許可・建築確認許可・開発協議、その他法令上必要なものについては、事前に関係機関に許可見込みの確認をしてください。（注：申出地の場所や規模等によっては、協議不要の場合もあります。）
- (3) 申出書の提出後に、現地確認等のために市担当職員等が申出地付近に立ち入る場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (4) 手続きには概ね2～3ヶ月の期間を要します。（農振除外や編入の協議と平行して進める場合がありますので、その告示日程等の関係により、更に日数を要する場合があります。）
- (5) 軽微な変更決定後は、速やかに農地転用許可申請等の必要な手続きを行ってください。